

〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員については、公募によるものとすることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

令和6年7月1日現在

番号	氏 名	団 体 名 等
1	うえ の まこと 上 野 誠	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所
2	うえ やま まさ し 上 山 将 司	いちき串木野商工会議所 青年部
3	う と え み 宇 都 絵 美	市PTA連絡協議会
4	かこい りつ こ 梶 律 子	市地域女性団体連絡協議会
5	かみあらいそ こう じ 上荒磯 光司	いちき串木野商工会議所
6	く き やま すみひろ 久木山 純広	市まちづくり連絡協議会
7	すみ ひろ かず のぶ 住 廣 和 信	行政経験者
8	たて いし おさ お 立 石 長 男	南九州税理士会 伊集院支部
9	つつみ のぶ ゆき 堤 信 行	公募委員
10	にゅうた かず お 入 田 一 夫	さつま日置農業協同組合 串木野支所
11	は ね だ ただし 羽根田 正	串木野市漁業協同組合
12	みつぞの けんしろう 満蘭 健士郎	社会福祉協議会
13	よし だ ひろ のり 吉 田 博 紀	鹿児島銀行 串木野支店
14	わ だ まさ こ 和 田 雅 子	公募委員

50音順

●委員長 久 木 山 純 広 ●委員長代理 住 廣 和 信

◆任 期 … 2年間（令和6年7月1日～令和8年6月30日）

◆事務局 いちき串木野市 総務課行政係

課 長	岡 田 錦 也
課 長 補 佐	福 丸 智 也
行 政 係 長	松 田 剛 志
主 事	中 野 貴 仁
主 事	堀之内 元 気
主 事 補	室之園 怜 央